

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成21年12月18日

【会社名】 株式会社三菱東京UFJ銀行

【英訳名】 The Bank of Tokyo-Mitsubishi UFJ, Ltd.

【代表者の役職氏名】 頭取 永易 克典

【本店の所在の場所】 東京都千代田区丸の内二丁目7番1号

【電話番号】 (03)3240 - 1111(代表)

【事務連絡者氏名】 総務部次長 辰巳 文一

【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区丸の内二丁目7番1号

【電話番号】 (03)3240 - 1111(代表)

【事務連絡者氏名】 総務部次長 辰巳 文一

【届出の対象とした募集有価証券の種類】 株式

【届出の対象とした募集金額】 その他の者に対する割当 1,031,324,720,000円

【安定操作に関する事項】 該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】 本店のほかに該当ありません。

## 第一部 【証券情報】

### 第1 【募集要項】

#### 1 【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	1,516,654,000株	完全議決権株式であり、株主としての権利内容に制限のない、標準となる株式 単元株式数 1,000株

(注) 1 平成21年12月18日(金)開催の当行取締役会決議により発行するものです。

2 当行は、財務政策上の柔軟性を確保するために、異なる内容の株式として、普通株式並びに第二種優先株式、第四種優先株式、第六種優先株式及び第七種優先株式(以下「優先株式」と総称する。)についての定めを定款に定めております。優先株式の単元株式数は普通株式と同数の1,000株であり、優先株式を有する株主(以下「優先株主」という。)は、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会において議決権を有しません(ただし、優先株主は、優先配当金を受ける旨の議案が定時株主総会に提出されないときはその総会より、その議案が定時株主総会において否決されたときはその総会の終結の時より優先配当金を受ける旨の決議がある時まで議決権を有します。)

#### 2 【株式募集の方法及び条件】

##### (1) 【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当			
その他の者に対する割当	1,516,654,000株	1,031,324,720,000	515,662,360,000
一般募集			
計(総発行株式)	1,516,654,000株	1,031,324,720,000	515,662,360,000

(注) 第三者割当の方法によります。なお、平成21年9月30日現在の割当先の概要及び当行と割当先との関係は以下のとおりであります。

割当先の氏名又は名称		株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ	
割当株数		1,516,654,000株	
払込金額		1,031,324,720,000円	
割当先の概要	本店所在地	東京都千代田区丸の内二丁目7番1号	
	代表者の役職・氏名	取締役社長 畔柳 信雄	
	資本の額	1,620,896百万円	
	事業の内容	関係会社に係る経営管理及びこれに附随する業務	
大株主及び持株比率		(注) 1	
当行との関係	出資関係	当行が保有している割当先の株式数	該当事項なし
		割当先が保有している当行の株式数(注) 2	普通株式10,826,584,122株 第一回第二種優先株式100,000,000株 第一回第七種優先株式156,000,000株
	取引関係	経営管理、預金取引関係、金銭貸借関係	
	人的関係	取締役4名、監査役1名が兼任しております。	

(注) 1 割当先である株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループの平成21年9月30日現在の株主及び持株比率は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合 (%)
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8番11号	690,342,400	5.79
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2丁目11番3号	443,937,300	3.72
日本生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内一丁目6番6号	345,603,153	2.90
ザ バンク オブ ニューヨーク メロン アズ デポジタリー バンク フォー デポジタリー レシート ホルダーズ (常任代理人 株式会社三菱東京UFJ銀行)	C/O THE BANK OF NEW YORK MELLON 101 BARCLAYS STREET, 22ND FLOOR WEST, NEW YORK, NY10286 U.S.A. (東京都千代田区丸の内二丁目7番1号)	268,376,272	2.25
明治安田生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内二丁目1番1号	219,185,671	1.84
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (明治安田生命保険相互会社・退職給付信託口)	東京都港区浜松町2丁目11番3号	175,000,000	1.47
トヨタ自動車株式会社	愛知県豊田市トヨタ町1番地	149,263,153	1.25
ザ チェース マンハッタン バンク エヌエイ ロンドン エス エル オムニバス アカウント (常任代理人 株式会社みずほコーポレート銀行決済営業部)	WOOLGATE HOUSE, COLEMAN STREET LONDON EC2P 2HD, ENGLAND (東京都中央区月島4丁目16-13)	139,592,182	1.17
ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー (常任代理人 香港上海銀行東京支店)	P.O. BOX 351 BOSTON MASSACHUSETTS 02101 U.S.A (東京都中央区日本橋3丁目11番1号)	134,396,214	1.12
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9)	東京都中央区晴海1丁目8番11号	132,597,400	1.11
計		2,698,293,745	22.66

(注) ザ バンク オブ ニューヨーク メロン アズ デポジタリー バンク フォー デポジタリー レシートホルダーズは、ADR(米国預託証券)発行のために預託された株式の名義人であります。

なお、所有株式に係る議決権数の多い上位10名は、以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	所有議決権数 (個)	総株主の議決権に対する所有議決権数の割合(%)
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8番11号	6,903,424	5.93
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2丁目11番3号	4,439,373	3.81
日本生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内一丁目6番6号	2,856,031	2.45
ザ バンク オブ ニューヨーク メロン アズ デポジタリー バンク フォー デポジタリー レシート ホルダーズ (常任代理人 株式会社三菱東京UFJ銀行)	C/O THE BANK OF NEW YORK MELLON 101 BARCLAYS STREET, 22ND FLOOR WEST, NEW YORK, NY10286 U.S.A. (東京都千代田区丸の内二丁目7番1号)	2,683,762	2.30
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (明治安田生命保険相互会社・退職給付信託口)	東京都港区浜松町2丁目11番3号	1,750,000	1.50
トヨタ自動車株式会社	愛知県豊田市トヨタ町1番地	1,492,631	1.28
ザ チェース マンハッタン バンク エヌエイ ロンドン エス エル オムニバス アカウント (常任代理人 株式会社みずほコーポレート銀行決済営業部)	WOOLGATE HOUSE, COLEMAN STREET LONDON EC2P 2HD, ENGLAND (東京都中央区月島4丁目16-13)	1,395,921	1.20
明治安田生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内二丁目1番1号	1,391,856	1.19
ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー (常任代理人 香港上海銀行東京支店)	P.O. BOX 351 BOSTON MASSACHUSETTS 02101 U.S.A (東京都中央区日本橋3丁目11番1号)	1,343,962	1.15
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9)	東京都中央区晴海1丁目8番11号	1,325,974	1.14
計		25,582,934	22.00

(注) ザ バンク オブ ニューヨーク メロン アズ デポジタリー バンク フォー デポジタリー レシートホルダーズは、ADR(米国預託証券)発行のために預託された株式の名義人であります。

2 割当先が保有している当行の株式数は平成21年12月18日現在におけるものであります。

## (2) 【募集の条件】

発行価格 (円)	資本組入額 (円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金 (円)	払込期日
680	340	1,000株	平成21年12月27日(日)	該当事項は ありません。	平成21年12月28日(月)

- (注) 1 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。  
 2 上記記載の申込期間(申込期日)までに申込みのない株式については、発行を打切るものとします。  
 3 発行価格は会社法上の払込金額であり、資本組入額は会社法上の増加する資本金の額であります。  
 4 申込方法は、申込期間内に後記「(3)申込取扱場所」記載の申込取扱場所に申し込むものとし、払込期日に後記「(4)払込取扱場所」記載の払込取扱場所へ発行価格を払い込むものとします。

## (3) 【申込取扱場所】

店名	所在地
株式会社三菱東京UFJ銀行本店	東京都千代田区丸の内二丁目7番1号

## (4) 【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社三菱東京UFJ銀行本店	東京都千代田区丸の内二丁目7番1号

## 3 【株式の引受け】

該当事項はありません。

## 4 【新規発行による手取金の使途】

## (1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
1,031,324,720,000	3,700,000,000	1,027,624,720,000

(注) 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

## (2) 【手取金の使途】

上記差引手取概算額1,027,624,720,000円は、貸出金や有価証券取得等の長期的投資資金および業務運営上の経費支払等の一般運転資金に充当する予定であります。具体的な使途別の金額については、資金繰りの状況等に応じて決定する予定であります。

## 第2 【売出要項】

該当事項はありません。

## 第3 【その他の記載事項】

該当事項はありません。

## 第二部 【公開買付けに関する情報】

該当事項はありません。

## 第三部 【追完情報】

### 1. 事業等のリスクについて

以下の内容は、第四部〔組込情報〕に掲げた組込書類である有価証券報告書(第4期事業年度)に記載された「第一部 企業情報 第2 事業の状況 4 事業等のリスク」および当該有価証券報告書提出日以後の変更事項を一括して記載したものです。

#### 〔事業等のリスク〕

当行および当行グループ(以下、「当行」という。)の事業その他に関するリスクについて、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性があると考えられる主な事項を記載しております。また、必ずしもそのようなリスク要因に該当しない事項についても、投資者の投資判断上、重要であると考えられる事項については、投資者に対する積極的な情報開示の観点から以下に開示しております。なお、当行は、これらのリスク発生の可能性を認識した上で、発生の回避および発生した場合の対応に努める所存であります。

本項においては、将来に関する事項が含まれておりますが、当該事項は、別段の記載のない限り、本有価証券届出書提出日(平成21年12月18日)現在において判断したものであります。

#### 1. 保有株式に係るリスク

##### (1) 株価下落のリスク

当行は市場性のある株式を大量に保有しております。今後さらに株価が下落した場合には、保有有価証券にさらに減損または評価損が発生し、当行の財政状態および経営成績に悪影響を与えるとともに、自己資本比率の低下を招くおそれがあります。

##### (2) 保有株式処分に関するリスク

###### 下げ圧力が強まるリスク

本邦の金融機関の多くは、従来、取引先の株式を多量に保有してきました。しかしながら、近年は、当行を含む本邦の金融機関は、平成14年1月に施行された銀行株式保有制限法に対応すること、リスクアセットを減らして自己資本比率の維持向上を図ること、株価下落による業績への影響を小さくすること等を目的として、大量の株式を売却してきました。今後再び、こうした本邦金融機関による株式売却が行われる場合、株式市場の需給悪化を引き起こし、株価下落につながるおそれがあります。また、当行は、同法を遵守する必要があることに加え、財務上およびリスク管理上の観点から、たとえ下落した価格であっても、保有する株式を売却せざるを得なくなるおそれもあります。

###### 取引先との関係を悪化させるリスク

当行の保有する株式の多くは、取引先との間の良好な関係を構築または維持するために保有されておりましたので、当行が株式売却を行った場合、取引先との関係に悪影響を及ぼすおそれがあります。

## 2. トレーディング・投資活動に伴うリスク

当行は、デリバティブを含む様々な金融商品を取り扱う広範なトレーディング業務および投資活動を行っております。従いまして、当行の財政状態および経営成績は、かかる活動に伴うリスクにさらされております。かかるリスクとしては、特に、内外金利、為替レート、株価および債券の市場変動等が挙げられます。例えば、内外金利が上昇した場合、当行の保有する大量の国債をはじめとする債券ポートフォリオの価値に悪影響を及ぼし、また、円高となった場合、当行の外貨建て投資の財務諸表上の価値が減少し、売却損や評価損が発生する可能性があります。当行では、このような内外金利、為替レート、有価証券等の様々な市場の変動により損失が発生するリスクを市場リスクとして管理しており、バリュー・アット・リスク(過去の市場変動を基にして、保有期間中に一定の確率でポートフォリオに発生する最大損失額を統計的に推定した市場リスク量を指し、以下、「VaR」といいます。)を共通の尺度としてリスク量の計測を行っております。

当行の当連結会計年度におけるデリバティブ取引を含むトレーディング業務、およびバンキング業務のVaRによる市場リスク量を示すと以下の通りです。

### トレーディング業務のVaR(平成20年4月～平成21年3月)

(単位:億円)

	日次平均	最大	最小	期末日
全体	69.4	145.0	37.4	55.7
金利	48.4	76.8	29.5	42.3
うち円	22.4	47.2	8.4	18.6
ドル	39.1	68.2	9.6	36.0
外国為替	48.5	116.7	13.6	52.9
株式	0.5	2.4	0.0	0.0
コモディティ	-	-	-	-
分散効果( )	28.0	-	-	39.5

(算出の前提)

ヒストリカル・シミュレーション法

保有期間10営業日、信頼水準99%、観測期間701営業日

最大および最小欄は、リスクカテゴリーごとの実現日と全体の実現日は異なります。

### バンキング業務のVaR(平成20年4月～平成21年3月)

(単位:億円)

	日次平均	最大	最小	期末日
金利全体	2,874	4,479	1,705	4,357
うち円	1,298	1,974	834	1,334
ドル	1,657	3,122	798	3,081
ユーロ	229	339	156	308
株式	495	651	331	352
全体	3,135	4,682	2,003	4,569

(算出の前提)

ヒストリカル・シミュレーション法

保有期間10営業日、信頼水準99%、観測期間701営業日

最大および最小欄は、リスクカテゴリーごとの実現日と全体の実現日は異なります。

株式リスク量には、政策投資株式は含まれていません。



### 3. 貸出業務に関するリスク

#### (1) 不良債権の状況

当行は、1990年代初頭から進んだ貸出債権等の劣化に対し、2002年以降、多額の不良債権を処理し、その水準を下げてきました。しかしながら、国内外の景気の悪化、不動産価格および株価の下落、当行の貸出先の経営状況および世界の経済環境の変動等により、当行の不良債権および与信関係費用は増加する兆しを見せており、当行の財政状態および経営成績に悪影響を及ぼし、自己資本の減少につながる可能性があります。

#### (2) 貸倒引当金の状況

当行は、貸出先の状況、差入れられた担保の価値および経済全体に関する前提および見積りに基づいて、貸倒引当金を計上しております。実際の貸倒れが貸倒引当金計上時点における前提および見積りと乖離し、貸倒引当金を大幅に上回り、貸倒引当金が不十分となることもありえます。また、経済状態全般の悪化により、設定した前提および見積りを変更せざるを得なくなり、担保価値の下落、またはその他の予期せざる理由により、当行は貸倒引当金の積み増しをせざるを得なくなるおそれがあります。

#### (3) 業績不振企業の状況

当行の貸出先の中には業績不振の先が見られます。これらの企業の中には、法的手続または「私的整理に関するガイドライン」などに沿って行われる債権放棄を含めた任意整理により、再建を行っている企業もあります。

このことは、当行の不良債権問題に悪影響を与えてきました。景気の悪化や業界内の競争激化、他の債権者からの支援の打ち切りや縮小等により、再建が奏功しない場合には、これらの企業の倒産が新たに発生するおそれがあります。これらの企業の経営不振その他の問題が続いたり拡大する場合や当行による債権放棄を余儀なくされた場合には、当行の与信関係費用が増大し、当行の不良債権問題が悪化するおそれがあります。

#### (4) 貸出先への対応

当行は、回収の効率・実効性その他の観点から、貸出先に債務不履行等が生じた場合においても、当行が債権者として有する法的な権利のすべてを必ずしも実行しない場合があります。

また、当行は、それが合理的と判断される場合には、貸出先に対して債権放棄または追加貸出や追加出資を行って支援をすることもありえます。かかる貸出先に対する支援を行った場合は、当行の貸出残高が大きく増加し、与信関係費用が増加する可能性や追加出資に係る株価下落リスクが発生する可能性もあります。

#### (5) 権利行使の困難性

当行は、不動産市場における流動性の欠如または価格の下落、有価証券の価格の下落等の事情により、担保権を設定した不動産もしくは有価証券を換金し、または貸出先の保有するこれらの資産に対して強制執行することが事実上できない可能性があります。

(6) 不良債権問題等に影響しうる他の要因

1990年代初頭より、日本の経済は、様々な要因(消費支出の低迷および日本企業の設備投資の減少を含みます。)により低迷し、その結果、多くの企業倒産およびいくつかの大手金融機関の破綻がありました。その後、日本経済は一定期間、景気の回復を見ましたが、近時再び景気が悪化しており、当行の財政状態および経営成績に悪影響を及ぼすおそれがあります。

将来、金利が上昇する局面では、日本国債等保有債券の価格下落、貸出スプレッドの変化、金利負担に耐えられなくなる貸出先の出現による不良債権の増加等により、当行の財政状態および経営成績に悪影響を及ぼすおそれがあります。

原油や鉄鋼等の原材料価格の高騰などによる仕入れや輸送などのコスト上昇を販売価格に十分に転嫁できない貸出先等を中心に不良債権が増加した場合、当行の財政状態および経営成績に悪影響を及ぼす可能性があります。

本邦の金融機関(銀行、ノンバンク、証券会社および保険会社等を含みます。)の中には、資産内容の劣化およびその他の財務上の問題が引続き存在している可能性があり、今後一層悪化する可能性やこれらの問題が新たに発生する可能性もあります。こうした本邦金融機関の財政的困難が継続、悪化または発生すると、それらの金融機関の流動性および支払能力に問題が生じるおそれもあり、以下の理由により当行に悪影響を及ぼす可能性があります。

- ・問題の生じた金融機関が貸出先に対して財政支援を打ち切るまたは減少させるかもしれません。その結果、当該貸出先の破綻や、当該貸出先に対して貸出をしている当行の不良債権の増加を招くかもしれません。
- ・経営破綻に陥った金融機関に対する支援に当行が参加を要請されるおそれがあります。
- ・当行は、一部金融機関の株式を保有しております。
- ・政府が経営を支配する金融機関の資本増強や、収益拡大等のために、規制上、税務上、資金調達上またはその他の特典を当該金融機関に供与するような事態が生じた場合、当行は競争上の不利益を被るかもしれません。
- ・預金保険の基金が不十分であることが判明した場合、預金保険の保険料が引き上げられるおそれがあります。
- ・金融機関の破綻または政府による金融機関の経営権取得により、金融機関に対する預金者の信認が全般的に低下する、または金融機関を取巻く全般的環境に悪影響を及ぼすおそれがあります。
- ・銀行業に対する否定的・懐疑的なマスコミ報道(内容の真偽、当否を問いません。)により当行の風評、信任等が低下するおそれがあります。

米国においては、過去の有力企業の倒産や詐欺行為を含む不正な会計処理事件等により、企業、特に上場企業に対する信頼性の失墜問題が生じました。かかる事態およびそれに対する米国の監督機関の対応に対処するため、米国企業の監査人および経営陣は、より網羅的かつ保守的に財務諸表の精査を行うようになってきております。さらに、日本国内においても上場企業による粉飾決算等の不祥事が報道されており、また、会計監査人がより網羅的かつ保守的に財務諸表の精査を行うようになる傾向が顕著になってきております。こうした中で、米国、日本国内またはその他の国で、企業の継続性に疑義が生じ、またはさらなる不正会計処理やその他の企業統治に関わる問題の存在が明らかとなることにより、企業の信頼性が失墜し、これをきっかけに厳しい事態に追い込まれる企業が増加する可能性があります。かかる事態に当行の貸出先が直接に巻き込まれ、または間接的にその貸出先の信用力に悪影響が及んだ場合、当行の与信関係費用が増加する可能性があるなど、当行の財政状態および経営成績に悪影響を及ぼすおそれがあります。

#### 4. 当行の格付低下等に伴う資金流動性等の悪化リスク

- (1) 格付機関が当行の格付けを引き下げた場合、当行のトレジャリー業務およびその他の業務は悪影響を受けおそれがあります。当行の格付けが引き下げられた場合、当行のトレジャリー業務は、取引において不利な条件を承諾せざるを得なくなったり、または一定の取引を行うことができなくなるおそれがあり、加えて当行の資本・資金調達にも悪影響を及ぼすことがあります。かかる事態が生じた場合には、当行のトレジャリー業務および他の業務の収益性に悪影響を与え、当行の財政状態および経営成績にも悪影響を与えます。
- (2) 資産内容に関する懸念およびいくつかの本邦の大手金融機関の破綻により、外国金融機関は、過去に、インターバンク市場における短期借入れに関して、本邦の金融機関に追加のリスク・プレミアムを課したことがあります。また、本邦の銀行に対する与信額（銀行間預金を含みます。）に制限を設けたこともあります。当行を含む本邦の銀行およびその他の金融機関の財政状態が悪化した場合は、国際市場は、当行にリスク・プレミアムを課し、または与信限度額を設定するおそれがあります。かかる与信に関する制限が生じた場合には、当行は、資金調達費用の増加および収益性の低下等の影響を受けることになります。

#### 5. 為替リスク

当行の業務は為替レートの変動の影響を受けます。円が変動した場合、UnionBanCal Corporation（以下、「UNBC」といいます。）の取引の大部分を含む外貨建て取引の円価換算額も変動することになります。さらに、当行の資産および負債の一部は外貨建てで表示されております。かかる外貨建ての資産と負債の額が通貨毎に同額で相殺されない場合、または適切にヘッジされていない場合、自己資本比率を含む当行の財政状態および経営成績は、為替レートの変動により、マイナスの影響を受ける可能性があります。

## 6. 当行のビジネス戦略が奏功しないリスク

当行は、収益力増強のために様々なビジネス戦略を実施しておりますが、以下に述べるものをはじめとする様々な要因が生じた場合には、これら戦略が功を奏しないか、当初想定していた結果をもたらさない可能性があります。また、ビジネス戦略自体を変更する可能性があります。

- ・優良取引先への貸出ボリュームの増大が進まないこと。
- ・既存の貸出についての利鞘拡大が進まないこと。
- ・競争状況または市場環境により、当行が目指している手数料収入の増大が期待通りの結果をもたらさないこと。
- ・経費削減等の効率化を図る戦略が期待通りに進まないこと。
- ・子会社および関連会社の事業統合や企業ブランドの変更に伴い、顧客やビジネスチャンスを失うこと。
- ・当行の出資先が、財務上・業務上の困難に直面したり、戦略を変更したり、または当行を魅力的な提携先ではないと判断した結果、かかる出資先が当行との提携を望まず、または提携を解消すること。

## 7. 業務範囲の拡大に伴うリスク

当行は、法令その他の条件の許す範囲内で、伝統的な銀行業務以外の分野に業務範囲を広げてきております。当行がこのように業務範囲を拡大していけばいくほど、新しくかつ複雑なリスクにさらされます。当行は、拡大された業務範囲に関するリスクについては全く経験がないか、または限定的な経験しか有していないことがあります。変動の大きい市場業務であれば、利益も期待できる反面、損失が発生するリスクも伴います。当該業務に対して、適切な内部統制システムおよびリスク管理システムを構築すると共に、リスクに見合った自己資本を有していなければ、当行の財政状態および経営成績に悪影響を与えます。さらに業務範囲の拡大が予想通りに進展しない場合、または熾烈な競争により当該業務の収益性が悪化した場合、当行の業務範囲拡大への取組みが奏功しないおそれがあります。

## 8. 新興市場国に対するエクスポージャーに係るリスク

当行は支店や子会社のネットワークを通じてアジア、中南米、中東欧等、新興市場地域でも活動を行っており、これらの国々に関係する様々な信用リスクおよび市場リスクにさらされております。世界金融危機・同時不況の深刻化はこれらリスクの拡大に繋がります。具体的には、これらの国の通貨がさらに下落した場合、当該国における当行の貸出先の信用に悪影響が及ぶおそれがあります。当行の新興市場国の貸出先への貸付の多くは米ドル、ユーロまたはその他の外国通貨建てです。かかる貸出先は、現地通貨の為替変動に対してヘッジをしていないことが多いため、現地通貨が下落すれば、当行を含めた貸出人に債務を弁済することが困難となるおそれがあります。さらに、これらの国は、国内金利を引き上げて、自国通貨の価値を支えようとする場合もあります。そうなった場合、貸出先は国内の債務を弁済するためにさらに多くの経営資源を投入せざるを得なくなり、当行を含めた外国の貸出人に対して債務を弁済する能力に悪影響が及ぶおそれがあります。さらに、かかる事態またはこれに関連して信用収縮が生じれば、経済に悪影響を与え、当該国の貸出先および銀行の信用がさらに悪化し、当行に損失を生じさせるおそれがあります。

また、各地域、国に固有または共通の要因により、様々なリスクが顕在化した場合には、当行においてそれに  
応じた損失その他の悪影響が発生するおそれがあります。

#### 9. UNBCに関するリスク

当行は、重要な子会社であるUNBCに対して公開買付けを行い、UNBCは、その後第2ステップである特別  
目的会社との合併により、当行の完全子会社となりました。UNBCは、平成21年9月までの9ヵ月間に純損失  
を計上しており、UNBCの事業または経営の悪化により、当行の財政状態および経営成績はさらに影響を受  
ける可能性があります。UNBCの財政状態および経営成績に悪影響を与える要因には、米国カリフォルニア  
州の景気の悪化、カリフォルニア州における銀行間の熾烈な競争、米国経済の不確実性、米国金融制度上の制  
約、訴訟に伴う損失、貸出先の格付け低下および株価の低下、およびその結果生じる可能性のある企業の倒産  
等、ならびにUNBCおよびその子会社の内部統制および法令等遵守態勢の不備に起因する費用の発生等が  
含まれます。

#### 10. 消費者金融業務に係るリスク

当行は、消費者金融業に従事する関連会社を有すると同時に消費者金融業者に対する貸出金を保有してお  
ります。消費者金融業に関しては近時、「貸金業法」におけるいわゆるみなし弁済を厳格に解するものを含  
め、過払利息の返還請求をより容易にする一連の判例が出され、これらに伴い過払利息を求める訴訟が増加し  
ております。さらに平成19年12月に改正「貸金業法」が施行され、2年半以内にみなし弁済制度の廃止や総量  
規制の導入等が実施されることになっております。同時に、「出資の受入れ、預り金および金利等の取締りに  
関する法律」の改正により、消費貸借契約の上限金利が29.2%から20%に引き下げられることになっておりま  
す。このように、消費者金融業を取り巻く環境は厳しさを増しており、これらを含む要因により、消費者金融業  
に従事する関連会社等が悪影響を受けた場合、当行の財政状態および経営成績に悪影響を及ぼす可能性があ  
ります。また、消費者金融業を営む当行の貸出先が悪影響を受けた場合、当行の消費者金融業者に対する貸出  
金の価値が毀損する可能性があります。

#### 11. 日本および世界における経営環境等に関するリスク

近時、米国を中心としたサブプライムローン問題等に端を発する世界金融危機・同時不況により、当行の一  
部の投資ポートフォリオや貸出が悪影響を受けており、今後さらに影響が拡大するリスクがあります。例え  
ば、当行が保有する証券化商品等の債券や株式を含む有価証券の市場価格がさらに下落することにより損失  
が拡大する等の可能性があります。また、クレジット市場の環境変化が、当行の貸出先に財務上の問題や債務  
不履行を生じさせる要因となり、信用が収縮する可能性もあります。さらに、こうした有価証券のさらなる市  
場価格下落や資本市場での信用収縮の動きにより、国内外の金融機関の信用力が低下、資本不足や資金繰り悪  
化から破綻に追い込まれるケースがさらに増加する可能性もあります。かかる問題により、これらの金融機関  
との間の取引により当行が損失を被り、当行の財政状態および経営成績が悪影響を受ける可能性があります。  
加えて、世界的な経済危機が世界の債券・株式市場や外国為替相場的大幅な変動を招くことなどにより、市場  
の混乱が世界経済に長期的な影響を及ぼす場合には、当行への悪影響がさらに深刻化する可能性があります。

かかる現在の世界的な金融・経済問題に対して各国政府や中央銀行は経済の安定促進のための様々な施策を実施または検討していますが、かかる新たに実施または検討されている施策にもかかわらず、日本および世界の金融市場や経済の状況は短期間では改善されないおそれがあります。また、日本および世界における経営環境は、当行の現在の予想よりも厳しくなる可能性もあり、その結果、当行の財政状態および経営成績はさらに悪化する可能性があります。

また、日本では、平成21年8月30日の総選挙において民主党が衆議院の議席の過半数を獲得し、同党を中心とする内閣が発足しました。新内閣は、既存の財政・経済政策や規制の変更、新たな政策や規制の導入等を進めていますが、新内閣が今後実行する可能性のある政策や規制の多くは、その詳細が明らかではなく、かかる政策や規制が日本経済や規制・競争環境、雇用環境等にどのような影響を与えるかを予見することは困難です。また、かかる政策や規制の実行や既存の政策や規制の変更により、当行はその事業戦略、業務や財務活動の修正を余儀なくされ、またはこれらが制約され、結果として、当行の財政状態および経営成績に悪影響を及ぼす可能性があります。

## 12. 外的要因(被災、テロ等を含む)により業務に支障を来すリスク

当行の事務センターやシステムセンター等の被災、システムや社会インフラの大規模な障害発生、テロ、新型インフルエンザ等感染症の世界的流行等の外部要因により、当行の業務の全部または一部が不全となる場合、当行の事業、財政状態および経営成績に悪影響を及ぼすおそれがあります。特に、当行の事業にとって情報通信システムは非常に重要であり、インターネットあるいはATMを通じた顧客サービスはもとより、当行内部の業務・勘定等のシステムの根幹をなしております。従って、何らかの要因によりかかる情報通信システムの不具合・故障等が生じた場合には、当行の事業に重大な悪影響を及ぼします。このような不具合・故障等は人的ミス、事故、停電、ハッキング、コンピュータウイルス、通信事業者等の第三者の役務提供の欠陥によっても惹起される可能性があります。また、当行およびその施設は地震による災害リスクにもさらされております。当行はかかるリスクに対し必要な対策を講じるべく努力しておりますが、必ずしもあらゆる事態に対応できるとは限らず、想定外の事態が生じた場合には当行の事業、財政状態および経営成績への悪影響を回避しきれない可能性があります。

## 13. 競争に伴うリスク

近年、日本の金融制度は大幅に規制が緩和されてきており、これに伴い競争が激化してきております。さらに、日本の金融業界では大型統合が進んでおり、今後も様々な合従連衡が行われ、競争環境は益々厳しさを増す可能性があります。当行が、こうした競争的な事業環境において競争優位を得られない場合、当行の事業、財政状態および経営成績に悪影響を及ぼすおそれがあります。

#### 14. 規制変更のリスク

当行は、現時点の規制に従って、また、規制上のリスク（日本および当行が事業を営むその他の地域における、法律、規則、政策、実務慣行、解釈および財政政策の変更等の影響を含みます。）を伴って、業務を遂行しております。将来における法律、規則、政策、実務慣行、解釈、財政政策およびその他の政策の変更ならびにそれらによって発生する事態が、当行の業務遂行や業績等に悪影響を及ぼすおそれがあります。しかし、どのような影響が発生しうるかについて、その種類・内容・程度等を予測することは困難であり、当行がコントロールしうるものではありません。

#### 15. 金融持株会社としての米国当局の規制・監督上のリスク

当行、三菱UFJフィナンシャル・グループ（以下、「MUFJ」といいます。）、三菱UFJ信託銀行、および当行の子会社であるUNBCは、平成20年10月6日付で、米国銀行持株会社法に基づく金融持株会社（Financial Holding Company）のステータスを取得し、米国において証券の引受・ディーリング業務、自己投資業務、保険業務等の新たな業務の展開が可能となりました。同ステータス維持のため、当行、三菱UFJ信託銀行に加え、米国預金取扱機関であるBank of Tokyo-Mitsubishi UFJ Trust Company（以下、「三菱東京UFJ銀行信託会社」といいます。）、Mitsubishi UFJ Trust & Banking Corporation (U.S.A.)（米国三菱UFJ信託銀行）、およびUnion Bank, N.A.（以下、「ユニオンバンク」といいます。）は、それぞれの自己資本比率および当局検査における評価を一定水準以上に保つ必要があります。同ステータス維持に必要な要件を満たせなくなった場合には、上記業務を継続することができなくなる可能性を含め、当行を含めたMUFJグループの米国における業務戦略遂行に支障が生じる等の不利益となる事象が発生する可能性があります。

また、米国では、金融機関の監督強化、金融市場の規制強化および投資者保護の強化等を目的とした金融規制改革が検討されています。かかる改革が実施された場合、当行を含めたMUFJグループのコンプライアンス態勢に重大な影響を与え、かかる改革後の規制を継続的に遵守するために多大な経営資源を投入することが必要となる可能性があります。

#### 16. 不公正・不適切な取引その他の行為が存在したとの指摘や、これらに伴う処分等を受けるリスク

当行は、現行の規制および規制に伴うコンプライアンス・リスク（当行が事業を営んでいる本邦および海外市場における法令、政策、自主規制等の変更による影響を含みます。）のもとで事業を行っております。当行のコンプライアンス・リスク管理態勢およびプログラムは、全ての法令規則に抵触することを完全に防止する効果を持たない可能性があります。

当行が適用ある法令および規則の全てを遵守できない場合、罰金、懲戒、評価の低下、業務停止命令、さらに極端な場合には業務についての許認可の取消しを受けることが考えられ、これにより当行の事業および経営成績が悪影響を受けるおそれがあります。規制に関する事項はまた、当行が将来、戦略的な活動を実施する場面で当局の許認可を取得する際に悪影響を及ぼすおそれがあります。

平成21年7月に、当行の子会社であるカブドットコム証券株式会社が、元社員によるインサイダー取引事案に関して、金融庁より金融商品取引法第51条に基づく行政処分（業務改善命令）を受けており、これに対し適切な改善措置が適時に実施されない場合、または追加調査によってもしくは改善措置の実施過程において当該事案について法令違反が発見された場合等には、追加の規制が課されるおそれがあります。

なお、当行が金融庁から平成19年6月に受領した投資信託販売業務等に関する業務改善命令および海外業務に関する業務改善命令は、それぞれ平成21年9月と平成21年10月に、平成19年2月に受領したコンプライアンス管理上問題のある取引を行っていたという事案に関する業務改善命令は平成21年11月に、解除されております。

#### 17. テロ支援国家との取引に係るリスク

当行は、イラン・イスラム共和国(以下「イラン」といいます。)等、米国国務省が「テロ支援国家」と指定している国における法主体またはこれらの国と関連する法主体との間の取引を実施しております。また、当行はイランに駐在員事務所を設置しております。

米国法は、米国人が当該国家と取引を行うことを、一般的に禁止または制限しております。さらに、米国政府および年金基金をはじめとする米国の機関投資家が、イラン等のテロ支援国家と事業を実施する者との間で取引や投資を行うことを規制する動きがあるものと認識しております。このような動きによって、当行が米国政府および年金基金をはじめとする機関投資家、あるいは規制の対象となる者を、当行のお客さままたは投資家として獲得、維持できない結果となる可能性があります。加えて、社会的・政治的な状況に照らして、上記国家との関係が存在することによって、当行の評判が低下することも考えられます。上記状況は、当行の財政状態および経営成績に対して重要な悪影響を及ぼす可能性があります。

#### 18. 自己資本比率に関するリスク

##### (1) 自己資本比率規制および悪化要因

海外営業拠点を有する当行の連結自己資本比率および単体自己資本比率については「銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準」(平成18年金融庁告示第19号)に定められる国際統一基準(8%以上の維持)が、適用されます。なお、当該基準は、自己資本比率に関するパーゼル合意(パーゼル)を受け定められたものです。

当行の自己資本比率が要求される水準を下回った場合には、金融庁から、業務の全部または一部の停止等を含む様々な命令を受けることとなります。なお、当行の子会社であるUNBCおよびその銀行子会社であるユニオンバンクについても米国において自己資本比率規制が適用されます。

当行の自己資本比率に影響を与える要因には以下のものが含まれます。

- ・ 債務者および株式・債券の発行体の信用力の悪化に際して生じうるポートフォリオの変動による信用リスクアセットおよび期待損失の増加。
- ・ 不良債権の処分および債務者の信用力の悪化に際して生じうる与信関係費用の増加。
- ・ 有価証券ポートフォリオの価値の低下。
- ・ 自己資本比率の基準および算定方法の変更。
- ・ 繰延税金資産計上額の減額。
- ・ 当行の調達している劣後債務を同等の条件の劣後債務に借り換えることの困難。
- ・ 為替レートの不利益な変動。
- ・ 本項記載のその他の不利益な展開。



(2) 新規制

バーゼル銀行監督委員会は、昨今の世界的な金融危機を背景に、バーゼルに基づき現在の自己資本比率規制の強化策を検討しています。新たな規制が採用された場合には、バーゼルに基づき日本の自己資本比率規制はより厳しいものに改正される可能性があります。

(3) 繰延税金資産

上記の告示において、自己資本比率算定の基礎となる自己資本(以下、(3)乃至(4)において「自己資本」といいます。)の基本的項目に算入することができる繰延税金資産に制限を設けることが規定されております。繰延税金資産の基本的項目への算入額がかかる制限に抵触する場合には、当行の自己資本比率が低下するおそれがあります。

現時点の本邦の会計基準では、ある一定の状況において、5年以内に実現すると見込まれる税務上の便益を繰延税金資産として計上することが認められています。繰延税金資産の計算は、将来の課税所得に関する予測・仮定を含めた様々な予測・仮定に基づいており、実際の結果がかかる予測・仮定とは異なる可能性があります。たとえ上記の告示により当行の自己資本に算入しうる繰延税金資産の額が影響を受けなくても、将来の課税所得の予測・仮定に基づいて、当行が繰延税金資産の一部または全部の回収ができないと判断された場合、当行の繰延税金資産は減額され、その結果、当行の財政状態および経営成績に悪影響を与えるとともに、自己資本比率の低下を招くこととなります。

(4) 劣後債務

一定の要件を満たす劣後債務は、自己資本比率の算出において補完的項目および準補完的項目として一定限度で自己資本の額に算入することができます。これらの既存の劣後債務の自己資本への算入期限到来に際し、同等の条件の劣後債務に借り換えることができないおそれがあります。かかる場合、当行の自己資本の額は減少し、自己資本比率が低下することとなります。

19. 金融商品の評価に関するリスク

当行の貸借対照表上の資産の大部分は、時価で計上する金融商品からなっています。一般的に、当行は市場価格を参照してこれらの金融商品の時価を定めています。時価で計上される金融商品の価値が下落した場合、対応する減損等が損益計算書に認識される可能性があります。米国を中心としたサブプライムローン問題等に端を発する世界金融危機・同時不況の影響により、金融商品の市場価格が大きく下落または適切な価格を参照できない状況が増加しています。市場における大きな変動または市場における機能不全は、当行が保有する金融商品の時価に重大な悪影響を及ぼす可能性があります。

なお、最近の金融市場における混乱を背景に、金融商品の時価算定について、国際的な会計基準設定団体が公正価値測定に関する取扱い等を公表しており、当行においても企業会計基準委員会の実務対応報告第25号「金融資産の時価の算定に関する実務上の取扱い」(平成20年10月28日公表)に基づき、市場価格が得られない一部の金融商品については、当行にて合理的に算定した価格、いわゆるモデル時価による時価評価を行い、特殊な市場環境による悪影響を極力回避するよう努力しております。

ただし、これらの金融商品の時価に関する会計上の取扱については、現在も国際的な会計基準設定団体による見直し議論が続いているところでもあるため、今後、制度・基準等が見直された場合には、当行が保有する金融商品の時価に重大な影響を及ぼす可能性があります。

## 20. 退職給付債務に係るリスク

当行の年金資産の時価および運用利回りは、最近の市場環境を反映して下落・低下しておりますが、これらがさらに下落または低下した場合、または予定給付債務を計算する前提となる保険数理上の前提・仮定に変更があった場合には、さらに損失が発生する可能性があります。また、年金制度の変更により未認識の過去勤務費用が発生する可能性があります。金利環境の変動その他の要因も年金の未積立債務および年間積立額にマイナスの影響を与える可能性があります。

## 21. 内部統制の構築等に係るリスク

当行は、グローバルな金融機関グループであるMUFJグループの一員として、その資産および業務を子会社・関連会社を含む連結ベースで適切に管理・運営する必要があり、有効な内部統制、コンプライアンス機能、および会計システムを有することが重要となります。

当行は米国証券取引委員会（以下、「SEC」といいます。）に継続開示を行っていることから、米国サーベインズ・オクスリー法（いわゆる米国企業改革法）および関連のSEC規則に基づき、平成19年度より米国基準に基づく財務報告に係る内部統制の整備、運用、および評価を求められています。当行は、同法に基づき、内部統制の評価結果を当該年度の米国における年次報告書において開示する必要があります。

また、当連結会計年度より、MUFJが金融商品取引法に基づく財務報告に係る内部統制の整備、運用および評価を求められることから、当行は、MUFJの重要な事業拠点として、MUFJグループにおける統一的な方針に従い、財務報告に係る内部統制の整備および運用を求められています。

当行が、子会社・関連会社を含めた連結ベースでの業務のモニタリングおよび管理のため、有効かつ適切な内部統制を設計・構築し維持していくには、不断の努力が必要です。当行は、連結ベースで適正な内部統制の構築を図り、健全なグループ経営に努めてまいりますが、構築した内部統制システムが、結果的に十分機能していなかったと評価されるおそれもあります。内部統制の構築・維持は容易ではなく、当行グループにおいて、より適切な内部統制システムを構築・維持していくには、経営資源の投入を少なからず要し、結果的に多大なコストを必要とする場合があります。

また、予期しない問題が発生した場合等において、想定外の損失、訴訟、政府当局による何らかの措置、処分等が発生したり、当行の連結ベースの財務報告に係る内部統制の評価に一定の限定を付したり、内部統制の重大な欠陥について報告したりすることなどを余儀なくされる可能性もあります。かかる事態が発生した場合、当行グループに対する市場の評価の低下等を通じ、当行グループの事業、財政状態および経営成績に重大な悪影響を及ぼすおそれがあります。

さらに、今後新しい会計システムを採用した場合には、多大な追加的費用を負担することを余儀なくされる可能性もあり、当行グループの財政状態および経営成績に重大な悪影響を及ぼすおそれがあります。

## 22．リスク管理方針および手続が有効に機能しないリスク

当行は、業務遂行から生じる様々なリスクに対応する為に、リスク管理態勢の強化に努めております。しかしながら、当行の新しい分野への業務進出や、急速な業務展開、または外部的環境の変化により、当行のリスクを特定・管理する為の方針および手続が、必ずしも有効に機能しない可能性があります。また、当行のリスク管理の方針・手続の一部は、過去の経験に基づいて構築されたものである為、将来発生するリスクを正確に予見・予測または特定・管理することができないこと等により、必ずしも有効に機能しない可能性があります。これらの場合、当行の事業、財政状態および経営成績に悪影響を及ぼすおそれがあります。

## 23．情報漏洩に係るリスク

当行は、銀行法や金融商品取引法等適用ある規制法に基づき、顧客情報を適切に取り扱うことが求められております。また、個人情報の保護に関する法律（個人情報保護法）に基づき、当行も個人情報取扱事業者として個人情報保護に係る義務等の遵守を求められております。このような状況下、内部者、または外部者による不正なアクセスにより、顧客情報や当行の機密情報が漏洩したり、その漏洩した情報が悪用されたりした場合、顧客の経済的・精神的損害に対する損害賠償等、直接的な損失が発生する可能性があります。加えて、かかる事件が報道され、当行のレピュテーション・リスクが顕在化し、顧客やマーケット等の信頼を失うなど事業環境が悪化することにより、当行の事業、財政状態および経営成績に悪影響を及ぼすおそれがあります。

## 24．風評に関するリスク

当行の評判は、顧客、投資家、監督官庁、および社会との関係を維持する上で極めて重要です。当行の評判は、システム障害、従業員の不正行為、潜在的な利益相反に対する不適切な処理、訴訟、法令遵守違反、コントロールすることが困難または不可能な顧客や相手方の行動、ならびに顧客との取引における取引慣行および潜在的な優越的地位濫用の可能性に関する行政当局および顧客の調査・申立て等の様々な原因により損なわれる可能性があります。これらを防ぐことができず、または適切に対処することができなかった場合には、当行は、現在または将来の顧客および投資家を失うこととなり、当行の事業、財政状態および経営成績に重大な悪影響を及ぼす可能性があります。

## 25．人材確保に係るリスク

当行は、有能な人材の確保・育成に努めておりますが、必要な人材を確保・育成できない場合には、当行の業務運営や業績等に悪影響を及ぼす可能性があります。

## 2. 臨時報告書の提出

「第四部 組込情報」記載の有価証券報告書(第4期)の提出日(平成21年6月26日)以後、本届出書の提出日(平成21年12月18日)までの間に提出した臨時報告書の内容は次のとおりであります。

### 特定子会社(BTMUプリファード・キャピタル9・リミテッド)の異動について

提出日:平成21年7月29日

#### 1 提出理由

当行の特定子会社に異動がありましたので、金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第1項及び第2項第3号の規定に基づき、臨時報告書を提出するものであります。

#### 2 報告内容

##### (1) 特定子会社(BTMUプリファード・キャピタル9・リミテッド)の異動

名称	BTMUプリファード・キャピタル9・リミテッド (BTMU Preferred Capital 9 Limited)
住所	ケイマン諸島, KY1-1104, グランド・ケイマン, アグランド・ハウス, 私書箱309, メイプルズ・コーポレート・サービス・リミテッド気付(c/o Maples Corporate Services Limited, PO Box 309, Uglan House, Grand Cayman, KY1-1104, Cayman Islands)
代表者の氏名	取締役 佐藤 貞宏
資本金	370,010,500,000円 (うち普通株式 10,500,000円) (うち優先出資証券370,000,000,000円)
事業の内容	株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループに対する優先出資証券の発行並びに当行に対する上位劣後ローン及び下位劣後ローンの実行及び保有等
異動前における当行の所有に係る当該特定子会社の議決権の数	1個
異動前における当行の所有に係る当該特定子会社の議決権の当該特定子会社の総株主等の議決権に対する割合	100%
異動後における当行の所有に係る当該特定子会社の議決権の数	10,500,000個
異動後における当行の所有に係る当該特定子会社の議決権の当該特定子会社の総株主等の議決権に対する割合	100%
異動の理由	BTMUプリファード・キャピタル9・リミテッドの普通株式の増資及び同社による優先出資証券の発行
異動の年月日	平成21年7月29日

## 第四部 【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第4期)	自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日	平成21年6月26日 関東財務局長に提出
半期報告書	事業年度 (第5期中)	自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日	平成21年11月30日 関東財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について(電子開示手続等ガイドライン)A4-1に基づき本届出書の添付書類としております。

## 第五部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 第六部 【特別情報】

該当事項はありません。

## 独立監査人の監査報告書

平成20年6月26日

株式会社 三菱東京UFJ銀行

取締役会 御中

### 監査法人 トーマツ

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 小 暮 和 敏

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 園 生 裕 之

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 大 竹 新

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 福 井 良 太

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社三菱東京UFJ銀行の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社三菱東京UFJ銀行及び連結子会社の平成20年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1 上記は、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2 連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

## 独立監査人の監査報告書

平成21年6月25日

株式会社 三菱東京UFJ銀行

取締役会 御中

### 監査法人 トーマツ

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 小 暮 和 敏

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 園 生 裕 之

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 大 竹 新

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 福 井 良 太

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社三菱東京UFJ銀行の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社三菱東京UFJ銀行及び連結子会社の平成21年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1 上記は、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2 連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

## 独立監査人の監査報告書

平成20年6月26日

株式会社 三菱東京UFJ銀行

取締役会 御中

### 監査法人 トーマツ

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 小 暮 和 敏

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 園 生 裕 之

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 大 竹 新

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 福 井 良 太

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社三菱東京UFJ銀行の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第3期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社三菱東京UFJ銀行の平成20年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1 上記は、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。



## 独立監査人の監査報告書

平成21年6月25日

株式会社 三菱東京UFJ銀行

取締役会 御中

### 監査法人 トーマツ

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 小 暮 和 敏

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 園 生 裕 之

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 大 竹 新

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 福 井 良 太

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社三菱東京UFJ銀行の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第4期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社三菱東京UFJ銀行の平成21年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1 上記は、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

## 独立監査人の中間監査報告書

平成20年11月28日

株式会社 三菱東京UFJ銀行  
取締役会 御中

### 監査法人 トーマツ

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 小 暮 和 敏

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 園 生 裕 之

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 大 竹 新

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 福 井 良 太

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社三菱東京UFJ銀行の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間(平成20年4月1日から平成20年9月30日まで)に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社三菱東京UFJ銀行及び連結子会社の平成20年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間(平成20年4月1日から平成20年9月30日まで)の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。  
以上

(注) 1 上記は、独立監査人の中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行(半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 中間連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

## 独立監査人の中間監査報告書

平成21年11月25日

株式会社 三菱東京UFJ銀行  
取締役会 御中

### 有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 小 暮 和 敏

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 野 中 俊

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 福 井 良 太

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 百 瀬 和 政

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社三菱東京UFJ銀行の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間(平成21年4月1日から平成21年9月30日まで)に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社三菱東京UFJ銀行及び連結子会社の平成21年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間(平成21年4月1日から平成21年9月30日まで)の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。  
以上

(注) 1 上記は、独立監査人の中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行(半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 中間連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

## 独立監査人の中間監査報告書

平成20年11月28日

株式会社 三菱東京UFJ銀行  
取締役会 御中

### 監査法人 トーマツ

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 小 暮 和 敏

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 園 生 裕 之

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 大 竹 新

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 福 井 良 太

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社三菱東京UFJ銀行の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第4期事業年度の中間会計期間(平成20年4月1日から平成20年9月30日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社三菱東京UFJ銀行の平成20年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間(平成20年4月1日から平成20年9月30日まで)の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1 上記は、独立監査人の中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行(半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 中間財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

## 独立監査人の中間監査報告書

平成21年11月25日

株式会社 三菱東京UFJ銀行  
取締役会 御中

### 有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 小 暮 和 敏

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 野 中 俊

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 福 井 良 太

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 百 瀬 和 政

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社三菱東京UFJ銀行の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第5期事業年度の中間会計期間(平成21年4月1日から平成21年9月30日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社三菱東京UFJ銀行の平成21年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間(平成21年4月1日から平成21年9月30日まで)の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1 上記は、独立監査人の中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行(半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 中間財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。